

注 意 事 項

1. 一般公園利用者に迷惑をかけないよう留意すること。
 - (1) 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - (2) 公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
 - (3) 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
2. 承認を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き、公園管理者の承認を受けること。
3. 承認の期間が満了したとき、公園を直ちに原状に回復すること。
ただし、原状に回復することが、不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。
4. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、一切申請者の責任において速やかに処理すること。
5. 公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを修理し、若しくは現状に回復し、又は損傷を賠償すること。
6. 公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、承認を取り消したり、必要な措置を請ずるよう命ずることがある。
 - (1) 申請内容にいつわりがあったり、不正な手段により承認を受けた場合。
 - (2) この承認条件を守らない場合。
 - (3) 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合。
 - (4) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合。
 - (5) 公園の運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
7. 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに淀川河川事務所長の指示に従うこと
8. 一般利用者とのトラブルが起らないよう十分留意すること。
9. 当該催しにより生じた塵芥は催し終了後、責任をもって処理すること。
10. 拡声器利用の場合は、一般利用者に対し不快感を与えないようその音量については十分に注意すること。